三　航路の起点、寄港地及び終点（航路図をもつて明示すること。）
四　当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号
五　当該事業の用に供する係留施設の名称及び位置
六　密接関係法人（法第十九条の七第二項第五号に規定する密接関係法人をいう。第二十条の七において同じ。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名
七　使用旅客船の明細（第十号様式による。）
八　航路の名称
九　運航開始予定期日
十　当該事業の用に供する水域施設（泊地等をいう。）、陸上施設（乗降施設等をいう。）その他の輸送施設（使用旅客船を除く。）の名称及び位置
十一　運航回数（運航が特定の時季に限られているものにあつては、その運航の時季を含む。）
十二　起点、寄港地及び終点における営業所及び代理店の名称及び所在地
十三　特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする対外旅客定期航路事業を営もうとする場合にあつては、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

2　前項の対外旅客定期航路事業登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一　対外旅客定期航路事業登録申請者が法第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
二　対外旅客定期航路事業登録申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書（法第十九条の七第二項第五号イからハまでの国土交通省令で定める者）

第二十条の二　法第十九条の七第二項第五号イの国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　対外旅客定期航路事業登録申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
二　対外旅客定期航路事業登録申請者（持分会社である場合に限る。）の資本金の二分の一を超える額を出資している者
三　対外旅客定期航路事業登録申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

2　法第十九条の七第二項第五号ロの国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社
二　親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社
三　事業の方針の決定に関する親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

3　法第十九条の七第二項第五号ハの国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　対外旅客定期航路事業登録申請者がその議決権の過半数を所有している株式会社
二　対外旅客定期航路事業登録申請者がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社
三　事業の方針の決定に関する当該対外旅客定期航路事業登録申請者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者
ロ　使用船舶（予備船を含む。以下同じ。）の明細（第一号様式による。）
ハ　当該事業に使用する係留施設、水域施設（泊地等をいう。）、陸上施設（乗降施設等をいう。）その他の輸送施設（使用旅客船を除く。）の概要
ニ　運航日程及び運航時刻
ホ　運航開始予定期日
三　特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする内航貨物定期航路事業を営もうとする場合にあつては、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

（事業変更の届出）

第二十条の二　法第十九条の五第一項の規定により届出をした事項を変更しようとする者は、次に掲げる事項を記載した人の運送をする内航貨物定期航路事業変更届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。
一　住所及び氏名
二　変更しようとする事項（前条に規定する事項の新旧（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
三　変更の予定期日
四　変更を必要とする理由